

村山市いじめ防止基本方針

平成26年4月

令和元年12月改定

村山市教育委員会

はじめに

子供はかけがえのない存在です。子供一人ひとりの「いのち」が輝く村山市にしていくことが私たち市民の願いです。

村山市では、第5次村山市総合計画施策の一つとして「いのちを大切にし、豊かな心とタフな精神、健やかな身体の育成」を掲げています。

村山市では、様々な体験活動、人と人との関わりを通して、子供たちのかけがえのない「いのち」を大切に作る心や、他者を敬う「思いやり」の心、「たくましく」生きていこうとする心を育てていくことを目指します。

国際化が急速に進む現代においては、人種や文化、考え方の異なる人々と良好な関係を築いていく力が求められます。いじめ防止に努めることは、多様な個性や文化を尊重しつつ、現代社会をたくましく生き抜く子供たちの育成につながるものと考えています。

いじめ防止は社会全体で取り組まなければならない重要課題であり、2013年6月には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。また、いじめの防止等の対策を効果的に推進するために、同年10月に「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定され、2017年3月に改定されました。

それでもなお、国内では毎年、いじめにより尊い命が失われています。村山市においては「いじめは誰にでも、どこでも起こりうる」もの、「見えにくい」ものという共通認識のもと、いじめを決して許さない、傍観者にならない子供たちを育てていきます。市、学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に取り組む町を作ります。

村山市教育委員会は、市、学校、家庭、地域及び関係機関等が協力していじめ問題の克服に取り組み、いじめの防止や早期発見、適切な対処をさらに効果的に推し進めるために、「村山市いじめ防止基本方針」を制定しました。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめの「定義」と「積極的認知」、いじめの「解消」

次のような場合も「いじめ」として認知する

- ① けんかやふざけ合いであっても児童生徒の被害性に着目し判断する
- ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合
(「いじめ」という言葉を使わず柔軟に対応することも可能)

「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていること

- ① いじめの行為が止んでいること (少なくとも3ヵ月を目安)
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (本人、保護者との面談等により確認)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、心身的な影響のほか、金品をた

かられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行なった行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

2 いじめ問題への組織的対応

いじめ問題（児童生徒・教員）の抱え込み防止 迅速な「情報共有」「組織対応」
--

(1) 村山市いじめ問題対策連絡協議会

市は、いじめの防止に係る機関及び団体の連携を図り、村山市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を推進するため、村山市いじめ防止対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、村山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 市教育委員会附属機関「村山市いじめ問題対応委員会」

市は、市基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行う等のため、条例に基づき市教育委員会に村山市いじめ問題対応委員会（以下「対応委員会」という。）を設置する。対応委員会は、次に掲げることについて必要な審議・提言及び調査を行う。

①法第28条第1項に基づく、市内小中学校での重大事態時における調査に関すること。

(3) 市附属機関「村山市いじめ重大事態再調査委員会」

市は、市立小・中学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の発生を防止するため、市長が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性、中立性が保たれるように努める。

(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などに関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

ここでは、正確にいじめの疑いに関する情報を共有し、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。学校は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらの情報共有は気づきを共有して早期対応につなげることが目的である。

学校教職員は、いじめ問題を一人で抱え込むことなく、事実確認、問題解決のための対応を必ずチームや組織で行うようにする。

より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織は、複数の教員で構成するとともに、必要に応じて外部専門家等に参加を求める。

「学校いじめ対策組織」の構成員（例）

◆校内職員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導に関わる教職員等

◆外部専門家

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等、PTA 代表、学校評議員代表、学校医、市教育委員会指導主事等

3 学校・保護者・地域・関係機関の連携

「学校いじめ防止基本方針」の保護者、地域への周知と連携 児童生徒の心身の安全確保のための関係機関との連携

(1) 保護者、地域、児童相談所、医療機関、法務局との連携

市は、いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関の間の連携を図る。

連携にあたっては、各学校のホームページへの学校いじめ防止基本方針の掲載、その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。

市教育委員会及び学校は、平素から警察署や市福祉担当課、児童相談所、医療機関、法務局など関係機関との情報共有、相談体制の構築に努める。

市教育委員会又は学校は被害児童生徒の心身の安全確保を優先する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認めるときは警察署に通報する。

保護者及び地域はいじめは許されない行為であることを子供に理解させるとともに、共に見守り、子供の心身の安全確保、いじめの防止に努める。

II いじめ防止等の基本的施策

1 未然防止の取組

教師、保護者、地域がつくる「居場所づくり」の取り組みの推進
児童生徒の主体的活動でつくる「絆づくり」の取り組みの推進

(1) 児童会・生徒会の主体的な活動の推進

児童生徒の主体的な「絆づくり」の活動や、問題解決力を育む活動を通して、多様な生き方、考え方を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

(2) 学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進

学校においては、道徳教育全体計画のもと、体験活動、行事を含めた教育活動全体を通して道徳教育を推進する。児童生徒の「生命尊重」「思いやり」「人権」「情報モラル」意識を育むことを通して、いじめを生まない風土を醸成する。

(3) 教員等の資質・指導力の向上

①担任力（生徒指導力）の向上

教員等は児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を得られる授業、活動づくりに努める。このような「居場所づくり」の取り組みを通して、いじめの原因となるストレスを生まない環境づくりを推進する。

②スクールカウンセラーや教育相談員等との連携

教員等は、スクールカウンセラーや教育相談員等と情報共有し、いじめられている児童生徒を守り抜く、加害を生むストレスを軽減させるという共通認識のもと相談活動を行う。

(4) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動への積極的参加

“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動への児童生徒、保護者、地域の参加を推進する。市、教育委員会、学校、警察及び青少年健全育成団体が一体となり、大人と子供が共にいじめを生まない環境づくりを考える機運を高める。

2 早期発見の取組

(1) 校内教職員のいじめ解決に向けた情報共有体制の強化

当該いじめの兆候を発見した際には、複数の教職員の目で児童生徒の言動を正確に把握し、組織的に早期発見、早期対応に取り組む。

(2) 家庭・地域とのネットワークづくり

学校は、定期的にいじめ問題の状況を家庭や地域に知らせるとともに、保護者アンケート等を通していじめの小さな兆候についても情報を共有できるネットワークづくりに努める。

保護者はインターネット上の問題に関心を持ち、積極的に研修会等に参加するとともに、いじめの兆候を発見した際は、速やかに学校、関係機関に相談する。

3 いじめ発生時の適切な対応

いじめの認知が解決への第一歩であるとの認識を持ち、日頃から初期段階での積極的認知に努める。また、いじめを速やかに確認し、迅速かつ適切に対応するために、以下の点に留意する。

(1) 正確ないじめの実態把握

教師が一人で判断することなく、組織による加害・被害児童生徒からの正確な状況把握と判断のもといじめの有無を確認する。

(2) 組織での対応

校長のリーダーシップのもと指導の方向性・役割分担を明確にする

(3) 児童生徒への指導・支援

①被害者：心身の安全や秘密を徹底して守ることを伝え、いじめられた児童生徒の心の不安を取り除く。

②加害者：いじめた児童生徒に対しては、教育的な配慮のもと毅然とした態度で指導するとともに、謝罪や責任追及といった形式的な指導ではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

③集団：傍観する姿勢は加害者にとっては「支持」と受け取られ、いじめを深刻化させることを理解させる。

(4) 保護者との連携

①児童生徒の心身の安全を組織で守ることの確認

②正確な状況説明

③解決に向けた継続的な情報共有と協力関係の構築

(5) 事後の継続的な支援体制

①カウンセラー、教育相談員等を活用し、継続した心のケアを行う。

②児童生徒の心の「居場所」「絆」を育む学校、学級づくりを行う。

(6) いじめの解消（再掲）

いじめは、謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかを踏まえつつ総合的に判断する。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上の行為も含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3カ月を目安とする。）継続していること。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

III 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

1 発達障がいを含む障がいのある児童生徒への配慮

障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることで加害者になる可能性があることも忘れてはならない。教職員は専門家の意見を踏まえながら、障がいの特性への理解を深め、適切な指導や支援を行うことが必要である。

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への配慮

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ児童生徒が、言語や文化の違いから、いじめを受けることがないように、教職員、児童生徒、保護者の理解を得る。

3 性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、研修等を通じ、これらの障がい等についての正しい知識や必要な配慮について、教職員への理解を図るようにする。

4 被災児童生徒への配慮

東日本大震災等の災害により被災した児童生徒（以後「被災児童生徒」という。）が在籍する場合は、被災児童生徒が受けた心身への多大なる影響や不安等を教職員が十分に理解し、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、児童生徒や保護者に対し、放射線や原発に対する正しい知識の理解の普及に努める。

5 部活動での配慮

個々の能力差や部活動内外活動への参加状況等の違いから差別を生むことがないように、日頃から顧問と外部指導者間において活動方針や生徒の実態把握に係る共通理解と指導の配慮に努める。

IV 重大事態への対処

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づく。

1 基本的な対処の構造

- (1) 校長は、重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに村山市教育委員会（以後「教育委員会」という）へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに警察署に通報する。
- (2) 教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）この調査を行う主体や調査組織については、市教育委員会において判断する。

(3) 市教育委員会又は学校は、上記(2)の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(4) 市教育委員会又は学校は、当該児童生徒及び保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

(5) 市教育委員会は学校が上記(2)の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

【重大事態への対処の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

ウ) 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、当該校は市教育委員会を通じ市長へ事態発生について報告する

③調査の主旨及び調査主体

法28条に規定する調査は当該重大事態に対処するとともに同種の事態の発生防止に資するために行う。

調査の主体は学校主体の調査では重大事態への十分な対処及び発生の防止につながる結果を得られないと市教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には市教育委員会が主体となり調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む

場合には法第28条第1項の調査に並行して市長による調査を実施することもありうる。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ①市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について説明する。
- ②調査結果は市教育委員会を通じ、市長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

各学校からの上記2.(2)②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認められるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

必要な措置として、教育委員会においては、指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家の配置等多様な方策を検討する。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告しなければならない。報告する内容については個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。

V 点検・評価と不断の見直し

1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめはインターネット上も含め表面上見えにくい世界で発生している。いじめの認知と対応については、組織的・継続的に点検・評価していく必要がある。

定期的な点検・評価の概要

(1) 児童生徒の実態把握・取り組みの点検

- ①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（国）
- ②年2回（6月・11月）のアンケート、面談の実施
- ③いじめ・長期欠席者・学級経営・虐待の実態調査（県）

(2) 評価

- ①村山市いじめ問題対策連絡協議会
- ②各校での学校評価

2 市教育委員会が行う点検・評価

年2回開催する村山市いじめ問題対策連絡協議会で児童生徒の実態、各校でのいじめ問題、未然防止への取り組み状況の分析結果と考察を報告する。委員による協議を通して取り組みの改善につなげていく。

3 学校における点検・評価

各小中学校は、学校評価の中でいじめ防止の取り組み内容について点検を行うとともに、その結果を踏まえ、下記取組の改善に努める。

(1) 学校評価の目的を踏まえ、日常の児童生徒理解の適切さ、いじめの未然防止の取組や早期発見、認知後の迅速かつ適切な情報共有、組織的対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

また、いじめの積極的認知が迅速な対応と解決の第一歩になるとの共通認識のもと、問題を隠さず、対応が促されるよう、以下内容を学校評価の項目に位置付け、評価・改善に取り組む。

<評価項目例>

- ①学校いじめ防止基本方針に基づいて、いじめへの対処方針や指導計画に基づいたいじめ防止の取組が教職員に周知されているか。
- ②日頃よりいじめの早期発見、早期対応に努め、教師が問題を抱え込むことなく組織で情報共有、対応がなされているか。
- ③学校いじめ防止基本方針の内容や取組が保護者や地域と情報共有され、理解や協力を得られているか。
- ④いじめの未然防止・早期発見対応のための研修が年間計画に基づき定期的に行われているか。

(2) 市教育委員会は、各校の状況を把握し適切ないじめ防止対策のための指導・助言を行う。

4 いじめ防止基本方針の見直し

市は、法の施行状況や国や県の基本方針の改定等を勘案し、市基本方針の点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。

VI いじめ相談関係機関一覧

村山市教育委員会 学校教育課	(0237) 55-2111
村山市学校教育相談室	(0237) 55-7786
村山教育事務所 いじめ解決支援チーム	(0237) 86-8313
山形県教育センター 24時間子供 SOS ダイヤル	(023) 654-8383
村山警察署 生活安全課 ヤングテレホン	(0237) 53-4970
山形県警察 警務課 安全相談係 安全相談窓口	#9110
山形地方法務局 人権擁護係 子どもの人権 110 番	0120-007-110
みんなの人権 110 番	0570-003-110

附 則

この方針は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

令和元年 12 月 25 日改定